

埼玉県高次脳機能障害支援養成研修事業委託仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

1 事業目的

この事業は、高次脳機能障害についての知識を得ることやその障害特性を理解することで、高次脳機能障害の障害特性に応じた支援を実施できる、障害福祉サービス事業所等に従事する支援者を養成することを目的とする。

2 事業内容

(1) 研修対象者

当該加算を算定できる見込みがある、埼玉県内の障害福祉サービス等事業所（生活介護、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、計画相談支援、障害児相談支援）に従事する職員で、基礎研修・実践研修の全てのカリキュラムを受講できる者

定員 80 名程度

(2) 研修内容等

国の高次脳機能障害支援養成研修実施要綱（別紙）の標準的なカリキュラムに沿い、高次脳機能障害情報・支援センター（国立障害者リハビリテーションセンター）が作成した研修パッケージ（一部埼玉県の実情に合った内容に改編）により基礎研修及び実践研修を行う。

(3) 開催時期等

ア 事前学習（動画視聴及びレポート提出）

令和 8 年 12 月 28 日（月）までに、概ね 1 か月の期間、動画視聴できるようにする。

イ 会場研修

下記のとおり実施することを予定している。

基礎研修 令和 9 年 1 月 18 日（月）午前・午後、19 日（火）午前

実践研修 令和 9 年 1 月 19 日（火）午後、20 日（水）午前・午後

会場：埼玉県発達障害総合支援センター 研修室

(4) 研修講師等

研修の講師及びグループワークのファシリテーターは、県が決定し依頼する。

(5) その他

- ア 資料代等として基礎研修 1 人 6, 0 0 0 円以内、実践研修 1 人 6, 0 0 0 円以内の額を徴収することができる。
- イ 上記 (1) から (4) のほか、受託者が実施する事業内容は別紙のとおりとする。
- ウ 企画提案を求める内容を、企画提案書作成要領に記載する。

3 事業実施の条件

(1) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日 (水) まで

(2) 研修の実施

- ア 受講者の決定は埼玉県が行う。
- イ 本事業のために新たに作成する資料等の著作権 (著作権法 (昭和 4 5 年法律第 4 8 号) 第 2 7 条及び第 2 8 条に定める権利を含む。) は県に帰属するものとする。

(3) 実施結果の報告

- ア 提出期限
令和 9 年 3 月 3 1 日 (水)
- イ 提出種類及び部数
実績報告書 一式

4 事業に係るデータ等の機密保持

- (1) 事業により得られた全てのデータについて、本事業の目的以外に使用し、又は流用してはならない。
- (2) 事業により得られた全てのデータについて、使用し、保存し、又は処分する場合、事業内容の機密が保持されるよう細心の注意を払わなくてはならない。
- (3) 埼玉県による委託事業履行の検査確認に合格した時点をもって、受託者は事業により得られた全てのデータ及びこれらに基づき作成されたすべての書類等を直ちに処分すること。この場合、事業内容の機密が保持されるよう細心の注意を払わなければならない。